

訪問看護ステーションあい重要事項説明書

<2025年5月1日現在>

1 訪問看護事業所の概要

名称・法人種別	株式会社リエゾン
代表者名	和泉 芳枝
所在地・連絡先	(住所)徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示 50 番地 1 (TEL)088-679-9551 (FAX)088-679-9552

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションあい
所在地・連絡先	(住所)徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示 5 番地 4 (TEL)088-679-9551 (FAX)088-679-9552
事業所番号	3661590137
管理者の氏名	郡 淳貴

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)	常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
管理者	1	1		1	管理業務
保健師					
看護師	4	1	3	2.2	看護業務、計画の作成・評価
准看護師	3	1	2	2.5	看護業務
理学療法士	2		2	1	リハビリ訓練
作業療法士					
事務員等					

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 8：30～17：30 常勤で勤務	
保健師		
看護師	(早出) 7：00～16：00 (日勤) 8：30～17：30	
准看護師	(早出) 7：00～16：00 (日勤) 8：30～17：30	
理学療法士	(日勤) 9：00～17：00	
作業療法士		

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	板野郡
---------	-----

* 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	365日 24時間オンコール体制
営業時間	8：30～17：30
緊急時連絡先	管理者 郡 淳貴 電話番号 088-692-9951 ※携帯電話へ転送されます

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活をおくれるように、主治医の指示により訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合、介護報酬告示上の額に利用者の介護

保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、1割または2割・3割となります。

それぞれの利用負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

<保健師・看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満	313円	391円	470円
30分未満	470円	588円	705円
30分以上1時間未満	821円	1,026円	1,232円
1時間以上1時間30分未満	1,125円	1,406円	1,688円

<准看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満	282円	353円	423円
30分未満	423円	529円	635円
30分以上1時間未満	739円	924円	1,109円
1時間以上1時間30分未満	1013円	1,266円	1,520円

<理学療法士・作業療法士が訪問看護を行った場合>

基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
293円	366円	440円

*理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものとします。

*夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）、深夜（午前10時から午前6時）の場合は、1回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

《その他の加算金額》

利用者様の同意のもとに、利用者様・ご家族様等に対して24時間連絡体制にある場合（計画外の緊急訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、上記の基本料金がかかります）	1月につき対応体制で540円
--	----------------

特別な管理を必要とするお客様（厚生大臣が定める状態にある方に限ります。） に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1月につき250円もしくは500円
以前からサービスを行っているお客様が御自宅で亡くなる前24時間以内にターミナルケアを行った場合	2,500円

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、金額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金金額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種類	利用料
エンゼルケア	12,000円

(3) 交通費

2の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様負担となります。実費としていただくものとして、水分補給用栄養ドリンク剤、紙おむつ等です。

(5) 利用料金等のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに下記口座に振り込み送金してお支払いいただくか、訪問時に、領収をさせていただくかご都合の良い方法をお選びください。

名義

*入金確認後、領収証を発行します

5 事業所の特色

(1) 事業の目的

在宅において、ご利用様が主体性を持った日常生活を送っていただけるよう支援いたします。また、訪問看護により、生活の質を高められるよう支援いたします。

職員は、ご利用様やご家族様が在宅にて安全で安心な療養生活を送れるよう支援いたします。

(2) 運営方針

- ・ご利用様が望む生き方、暮らし方を支えます。
- ・ご利用様とその家族様を中心に考え、個別的援助や看護を提供します。
- ・男性看護師と女性看護師の在籍でご利用様のニーズに沿った細やかなケアを提供します。
- ・土曜日や日曜日の訪問を行い、24時間オンコール体制で待機します。
- ・ご利用様や家族様に笑顔になってもらえるように、私たちは笑顔を絶やしません。

(3) その他

事項	内容
訪問看護計画の作成及び事業評価	看護師が、利用者様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びお客様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年6回、施設内の研修を行っています。

6 (1) サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

☆株式会社 リエゾン

訪問看護ステーションあい 苦情受付窓口（担当者）

職名：体表取締役 和泉 芳枝

受付時間 毎週月曜日～日曜日 9:00～18:00

電話番号 088-679-9551

☆徳島県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情専用

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

電話番号 088-665-7205

☆藍住町役場健康推進課 介護保険室 相談苦情受付

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

電話番号 088-637-3311

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住 所	
	電 話 番 号	

8 訪問の際の禁止行為

訪問看護師、理学療法士等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって次にあげる行為は行いません。

- （1）ご利用者様もしくはそのご家族様からの金品の授受。
- （2）ご利用者様のご家族様に対する訪問看護サービスの禁止。
- （3）ご利用者様もしくはご家族様に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- （4）その他ご利用者様もしくはご家族様等に行う迷惑行為。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

- （1）事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止に努めます。
- （2）事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（ご利用者様のご家族様等ご利用者様を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにご利用者様が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- （3）虐待防止のための指針を整備します。
- （4）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果に土江事業所内で周知徹底します。
- （5）虐待防止のための研修会を定期的に実施します。

9 身体拘束に関する事項

- (1) ご利用者様または他のご利用者様の生命又は身体を保護するために緊急やむお得不い場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむお得不い理由を記録するものとします。

10 サービス利用にあたっての禁止事項

ご利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの自由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

11 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から家裁、・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（趣味レーション）を年に2回以上実施します。

12 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちにご利用者様の家族、主治医、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します。

13 お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用表を提示してください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者	住 所	徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示 50 番地 1
	事業者名	株式会社リエゾン
	事業所名	訪問看護ステーションあい
	(事業所番号)	3 6 6 1 5 9 0 1 3 7
	代表者名	和泉 芳枝 印

説明者	職 名	
	氏 名	印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人 (選任した場合)	住 所	
	氏 名	印